

令和3年第19回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和3年11月26日（金）13時15分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：星子明夫

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：石橋教育次長、深堀理事

今村総務部長、福田職員部長、竹中教育環境部長、梶原教育支援部長、木下指導部長

柴田総務課長、平川教育政策課長、大久保人権・同和教育課長、山口労務・給与課長、中松課長（空調設備整備担当）、大坪健康教育課長、井上小学校教育課長、阿武中学校教育課長、加茂安全・安心推進課長、永田教育ICT推進課長、竹内教育相談課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第64号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

付議案第65号 福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

付議案第66号 福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

付議案第67号 福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

付議案第68号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

付議案第69号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

(2) 協議・報告事項

協議・報告ア 令和2年度「第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画」の点検・検証について

協議・報告イ 問題行動・不登校に関する調査の結果と取組みについて

協議・報告ウ 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

協議・報告エ 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

5 開会

教育長開会を宣告 13時15分

付議案第64号、第68号及び第69号は議会の議決を経るべき議案に関する案件のため、付議案第65号から第67号までは意思形成過程の案件のため、協議・報告ウ及びエは議会へ報告する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

- ▼付議案第64号 議会の議決を経るべき議案に関することについて
- ▼付議案第65号 福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第66号 福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案
- ▼付議案第67号 福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

平川課長、山口課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

- ▼付議案第68号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

- ▼付議案第69号 議会の議決を経るべき議案に関することについて

中松課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

7 協議・報告事項

- ▼協議・報告ア 令和2年度「第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画」の点検・検証について

大久保課長より説明

[質疑等]

(徳成委員)

- 昨年度から今年度にかけて、コロナ禍で、人権の課題について新たな問題、課題が生じたり、あるいは、オンライン授業等も含めて様々な子どものための支援が行われたりしたことと思う。資料2、「学校教育」の下段、「人権教育の視点を取り入れた授業の取組状況」について、意識調査なので、これはあくまで教師の意識というか、感覚的に回答したものが多いのではないか。「とても当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した教員の割合は平成29年度の初期値が86.7パーセントでとなっている。人権教育の視点を取り入れた授業として、道徳、社会科だけでなく、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の中でも全教科、全領域で取り組むべき学習課題であると位置付けられている。学校の授業に人権の視点を取り入れられているかどうか

かのチェックリストのようなものが、教育センターや人権・同和教育課で作られていたり検証されたりしているものはあるか。

(井上課長)

- 人権教育の視点が入り入れられた授業が行われているかのチェックリストについては、用意していないが、人権教育の指導の手引き、教職員の人権感覚チェックリストの中にそれに関する内容が一部含まれている。教員についても、全教育活動を通じてこの視点は取り入れているが、意識が足りない部分もあるため、そこについては内容等を検討していかなければならないと思っている。

(徳成委員)

- 知識理解の領域だけではなく、ヒデュンカリキュラム的な要素も含めて、学級集団づくりの課題であったり、教職員の子どもたちに対する接し方の問題であったり、子ども同士の授業中のかかわり方であったりと様々な視点、観点がこの人権が尊重される授業づくりとしてはあると考える。現場においては、日ごろの授業の中でそういった視点、観点がわかるような手立てが必要になってくると思うので意見として述べておく。

(町委員)

- 資料2、「社会教育」の「区人権講座を受講して人権に関する理解が深まった市民の割合」について、現状値が89.6パーセントとあるが、令和6年度の目標値が80パーセントと下がっているのはなぜか。また、人権の取組みについては社会全体がしており、企業等も毎年のように人権教育を行っているが、私の経験からいうと、マンネリ化しつつあるので、そういった部分で掘り起こすなど考えていただければと思う。特に若い教員らは少し意識が薄いということをやがったこともあり、そういう部分が欠けていると子どもたちに対して伝わらないと思うのでぜひお願いしたい。

(大久保課長)

- 「社会教育」の「区人権講座を受講して人権に関する理解が深まった市民の割合」について、これは計画策定時には初期値として設定する数字がない中で、目標値を80パーセントに設定したものであるが、その後、令和2年度に調査を行ったところ、既に目標値を超える結果であったものである。目標値を下げたわけではない。

(徳成委員)

- 資料3、「(1)学校における人権教育の推進」の「学校ネットパトロール事業」についての記述について、「削除・修正等の指導を行うこと」ということであるが、コロナ禍において顕著になっている問題があると思うが、どの程度の削除数、修正数があるのか、内容はどうだったのかについて尋ねる。

(加茂課長)

- ネットパトロールの状況について、令和3年度1学期間の直近の状況であるが、

リスク案件としてあがってきたものが634件あり、そのうちの627件は個人情報に関するものであった。学校名や名前等が公表されるという案件であった。レベルとしてはリスクは低いと分類されたものを毎月学校にお知らせしており、学校から当該児童生徒に指導を行っている状況である。

(徳成委員)

- 数的なものは分かったし、学校への周知によって対応がスムーズにしていると思うが、内容において、人権侵害、いじめに繋がるような、深刻なものはなかったのか。

(加茂課長)

- 今年度1学期間におけるいじめ、中傷等に関するものは0件である。

(武部委員)

- 小学生、中学生に関しては、子どもが端末をどういう使い方をしているかということを保護者が知っておくことについて、学校がある程度促していくことが必要である。いろいろな事案が起きるが、子どもが使用している端末に触れる親子関係を築いておくこと、子どもだけでは止められないことが多いので、そのあたりにもう少し言及していただけると良いと思う。

(永田課長)

- 今までもモラル教育については取り組んでいるところであり、安全に一人一台端末を活用するための指導資料として福岡TSUNAGARU Cloudの中でモラル教育の動画を使いながら、学校教育活動の中では進めているところである。それに合わせて、一人一台端末だけではなく、日頃使用する携帯、スマートフォン、タブレットに関してもルールやマナーについて指導しており、今後も続けていく予定である。

(徳成委員)

- 資料3、「(4)家庭・地域や関係機関・団体との連携」の取組みや成果について、進路指導事業では、コロナ禍で高校訪問ができていないということから、書面による調査を行ったとある。この課題と取組みの方向性としてはこのことを生かしていきたいということで、大事な取組みであると思うが、書面の調査結果から特徴的なことがわかったのであれば教えていただきたい。

(阿武課長)

- 昨年度、今年度とできなかつたものであるが、例年であれば市内の高等学校に、小学校、中学校の教員、事務局、関係機関の方で訪問し、高等学校での中途退学を防ぐための取組み、中学校、高等学校の連携の在り方等について話をしている。今年度については、昨年度同様、書面でそのあたりの調査を行ったものであるが、今年度に限ったことではないが、中学校と高等学校との連携の部分で差があるというものがある。中学校から高等学校への生徒の状況が十分に伝わっていないことで、生徒へのケアが一步出遅れた、もう少し詳しく分かっていたら早く手を打

つことができたのということがあって、幸いそれによって大きな事故、中途退学に至ったということはないが、高等学校の方と話をした上で、中学校からの情報のより詳しいものがあると良いというご意見はいただいているところである。中学校と高等学校との連絡会を毎年実施しているので、そこで現状等をお知らせしながら、中学校から高等学校への情報提供をどのようにすればスムーズにできるのかということは今後も考えていきたい。

(徳成委員)

- 中学校、高等学校の連携というのはとても大きくて、中退を留めることができたといったことや、経済的な問題も含めて、今後さらに連携をとることができるようにお願いしたい。

▼協議・報告イ 問題行動・不登校に関する調査の結果と取組みについて

竹内課長、加茂課長より説明

[質疑等]

(町委員)

- 1点目は、資料、2、「(2)不登校児童生徒数」の「不登校の主な要因」について、小学校、中学校ともに「親子の関わり方」があがっているが、これはどういった理由か。アメリカなどではフリースクールや家庭教育など、学校に行かない子どもたちが3パーセント弱いると言われているが、日本でもそういった傾向が強まっているということか。ある面で学校教育とは相反するものであるが、人権を含めてそういったものが広まってきている中で、ここでいう「親子の関わり方」というのはフリースクール的な、学校に行かなくて良いとしているものなのか。2点目は、「(3)いじめの認知件数」であるが、先ほど説明があったとおり、積極的に投げかけたことで件数が増えた、事実近づいたということで良いと思うが、全国の件数と比べて福岡は件数が少ないが、本当に福岡の場合は他の都市と比べて良い状況であると解釈してよいか。3点目は、資料、3、(4)の登校支援対策会議、モデル校での検証実施とあるが、どのようなことになっているのか。

(竹内課長)

- 1点目の「親子の関わり方」について、文部科学省の定義によって不登校の分類、要因で分類しているところであるが、親の叱責、親からの言葉、親の態度への反発、親の過干渉、放任等により学校に登校しない子どもについては「親子の関わり方」の要因としてあげているところである。3点目の登校支援対策会議の提言を受けたモデル校での検証実施について、登校支援対策会議の提言の中に、ICTの活用や学校における教室以外の居場所の設置などいろいろな提言をいただいているところであるが、資料に記載している香椎第2中ブロック、長尾中ブロック、舞鶴小中学校において、ICTの効果的な活用やQ-Uの活用について、教育相談課の主事、登校支援対策会議の委員長、副委員長である大学の教員と一

緒に学校を訪問して、学校の取組みについて話を聞きながら、指導助言をしながら、効果的な取組みについて検証しているところである。現在、実践がまとまりつつあり、3学期の2月あたりになると思うが、小学校、中学校向けに報告会を行い、具体的にこういう取組でこういう効果が出るという好事例を全学校に発信することによって、同じような取組みを進めていただければと思い、検証を進めているところである。

(加茂課長)

- 2点目のいじめの認知件数について、1,000人当たりの認知件数が福岡市と全国との間で差があるが、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知して、その解消に向けた取組みのスタートラインに立っていると肯定的に評価している。福岡市の学校においては、いじめの定義に照らして、しかるべき事案を学校として判断したものを教育委員会に報告しているが、教育委員会としては、今後も、いじめの正確かつ積極的な認知、報告をすることを周知、徹底して早期対応に繋がられるよう努めていく。

(町委員)

- 保護者と話し合っ学校に行かせないという数字は、不登校の中のどこにあがっているのか。

(竹内課長)

- 保護者の登校に対する考え方、無理解における欠席については、長期欠席のその他の分類に入っている。

(町委員)

- どのくらいの数があるか。

(竹内課長)

- その他の分類については詳細把握していないが、全体としては小学校が349、中学校が123である。

(徳成委員)

- 1点目は、不登校児童生徒数の推移についてであるが、不登校児童生徒数の中には、フリースクールで学ぶ子、あるいはオンライン授業により家庭で学ぶ子が入っていないと考えてよいか。そうだとすると、この間フリースクールで学ぶ人数、オンライン授業が昨年度、今年度行われているが、人数の変化、推移について特徴的なことがあれば教えていただきたい。2点目は、いじめの認知件数についてであるが、「認知」であるから、気づいて、早期発見しながら解決に向けた手立てを組んでいくということだが、福岡市の件数については、内容的には子どもたち同士での認知であったのか、教職員が気付いたのか、あるいは保護者からの指摘であったのか、そういったことが分かればその傾向を教えていただきたい。

(竹内課長)

- フリースクールに通っている児童生徒については、学校に登校できなくなって、

30日以上たっている者もあり、これらの者については「不登校」の分類に入っており、先ほどの「親の無理解」というのは、具体的には、保護者の教育に関する考え方、「登校しなくてもよい」と言っているような保護者の考え方については、「不登校」というよりも「親の意思」ということで、長期欠席の「その他」に分類しているところである。フリースクールに関しては、出席扱いとする相談を教育相談課でも受けており、実際に出席扱いとした人数については、令和2年度は140名の児童生徒を出席扱いにすることとして、学校と協議し、学校長が出席の取扱いとしたところである。ご指摘のとおり、フリースクールに通う児童生徒は増えている状況であり、学校以外の居場所というところについては、教育機会確保法もあるので、文部科学省の通知にある「学校復帰」も大事であるが、社会的自立に資するということで、学校以外でも子どもが自分の居場所としてしっかり学び活動できる場所であることに関しては、今後もフリースクールと連携していく必要があると認識しており、現在も、年2回連絡会を開催しており、それぞれのフリースクールでの取組状況を共有したり、教育委員会の施策をお伝えしたりしながら情報共有を図っているところである。

(加茂課長)

- いじめ認知のきっかけであるが、小学校は、一番多かったものはアンケート調査など学校の取組みにより発見されたものであり、二番目は保護者からの訴え、三番目は本人からの訴えとなっている。中学校は、一番多かったものは本人からの訴え、二番目保護者からの訴え、三番目はアンケート調査など学校の取組みにより発見されたものとなっている。

(原委員)

- 不登校児童生徒数について、新型コロナウイルスの影響はあると思うが、グラフを見ていると、その前から増加傾向にあるが、これについて長期的な要因はあるのか。また、不登校の要因について、「無気力、不安」とあるが、教育委員会としてはどのような対策、対応を考えているか。また、いじめの認知件数について、SNSのやりとりにおけるいじめは含まれているのか、そういったところからいじめが発見されることはあるのか。

(竹内課長)

- 不登校児童生徒数が新型コロナウイルス以前から増えている状況について、事務局として危惧しているのは、ここ数年小学生の不登校が増えている状況があるということである。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー等に相談するが、小学生の早いうちに学校に不適應を起こさないように、早く専門的な支援を入れる必要があるとの指摘をいただいている。また、小学校低学年は特に、子どもというよりも保護者に、子どもの特性を理解していただき、それを学校で共有して子どもが学校不適應を起こさないようにする取組が必要ではないかという意見、指摘をいただいている。そういった意味では、ス

クールカウンセラーを今年度大幅に増員して、小学校への配置日数をかなり増やすことができたので、小学生の本人、あるいは保護者にしっかり専門的な関りをしていただくことで、少しでも学校に対する不安、登校不安を防ぐことができると思っている。また、不登校の要因の「無気力、不安」について、「無気力、不安」と一括りにしているが状況は違っていると考えており、「無気力」については、登校支援対策会議でも指摘を受けたが、魅力ある学校づくりのために何をしていかなければならないのか、教育課程等を踏まえながらになるが、子どもが学校に行きたい、自分の居場所であるというような取組みをしていく必要があると思っている。具体的には、教育相談課の立場からいうと、何か心配なこと、不安なことがあれば、すぐにでも相談できるような体制、あるいは、大人がしっかり見守る、学校だけでなく、保護者、専門職であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の見守り等を含めて、学校が魅力あるものになる、安心できる場であるという学校づくりが大事であると思っている。「不安」については、学校が不安な場所でないように、魅力ある学校づくりというのは当然のことであるが、併せて家族の支援において、子どもの支援に加えて保護者にしっかり学校としてアプローチしながら、少しでも不安な要素が分かるように、取り除けるような取組みが必要と考えている。いろいろ考えているが、不登校の理由として一番にあがっているのが、どうしていかなければならないかということは、しっかり事務局で考えていきたいと思っている。

(加茂課長)

- いわゆるネットいじめの状況については、学校から報告されるいじめの対応区分の中で、SNS等も含めたパソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされるといふ区分の中で、令和2年度は、福岡市は小・中学校合わせて92件となっている。令和元年度は96件であったので、4件減少している。その中には、学校ネットパトロール事業における、リスクレベル低ではあるが、友達同士の中での悪口、トラブル等も含まれていると考えられる。

(西村委員)

- 不登校について、ここ数年増加傾向にあるのは心配なことで、対策として登校支援対策会議があるのは良いことだと思っている。「小学校における校内適応指導教室の設置」とあるが、今現在設置されているのか、これからどのように広げていくのか。また、ネットいじめについて、令和2年度は92件ということであるが、どのように発見されたものなのか。子ども同士で直接やりとりされるメールなどについては、周りからは分からないと思うが、状況を教えていただきたい。

(竹内課長)

- 小学校における校内適応指導教室の設置については、モデル校以外でも数校の小学校が自主的に校内に、保健室とは別の子どもたちの居場所としての取組みをされている。そこに携わる教員については、担任以外の者、スクールカウンセラ

一、スクールソーシャルワーカーが、その教室に来る子どもたちに対して、様々な相談であったり、勉強をみてあげたりと、教室以外の居場所を設置している状況である。いろいろと課題はあるが、教室以外の居場所が学校にあることについては、中学校の校内適応指導教室も十分に活用されている状況であるので、小学校についても、学校と相談しながら居場所づくりが広まっていくよう取り組んでいきたい。これについては、それぞれの関係課、学校と相談しながら取組みを進めていくことができると考えている。モデル校等の発表を聞きながら、より具体的な取組みの仕方についても学んでいくことができると思っている。

(加茂課長)

○ ネットでのトラブルに関しては、学校は、学校ネットパトロール事業又は本人や保護者からの相談から知ることが多いと考えられる。

▼協議・報告ウ 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

▼協議・報告エ 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
大坪課長より説明

8 閉会

教育長閉会を宣告 14時38分